

# 申請書及び資料の提出 における留意事項

---

令和8年3月17日  
東北地方整備局  
港湾空港部品質確保室

**賃上げ期間**は契約年もしくは契約年度で切り替わることに**ご注意ください**  
 令和7年以前が賃上げ期間の開始時期となる表明書は加点対象となりません。

今年度の契約案件で賃上げ加点を受けるための**賃上げ期間** (※詳しくは次ページ参照)

- **事業年度単位**で賃上げ表明をする場合  
 (令和8年4月～令和9年3月契約案件は以下の期間)  
 ・賃上げ期間は、「令和8年4月から令和9年3月の期間」に開始した1年間
- **暦年単位**で賃上げ表明をする場合  
 (令和8年4月～令和8年12月契約案件は以下の期間)  
 ・賃上げ期間は、令和8年1月～令和8年12月  
 (令和9年1月～令和9年3月契約案件は以下の期間)  
 ・賃上げ期間は、令和9年1月～令和9年12月

▼入札説明書記載例

評価項目	評価基準	加算点
賃上げの実施を表明した企業等	<u>令和8年4月以降に開始する最初の事業年度</u> または <u>令和8年(暦年)</u> において、 <u>対前年度</u> または <u>前年比</u> で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1	4点
	<u>令和8年4月以降に開始する最初の事業年度</u> または <u>令和8年(暦年)</u> において、 <u>対前年度</u> または <u>前年比</u> で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	

**【注意】よくある間違い**

各工事の入札説明書の  
**マーカ一部分を必ず確認ください!!**  
**対象期間の誤認により加点を受けられないケースがあります。**

- 【年度での表明の事例】  
 ×: 令和7年度(令和8年1月～令和8年12月)  
 ○: 令和8年度(令和9年3月～令和10年2月)  
 【暦年での表明の事例】  
 ×: 令和7年(令和7年1月～令和7年12月)  
 ○: 令和8年(令和8年1月～令和8年12月)

【参考】賃上げ制度そのものについての詳細は、「賃上げ 国土交通省」で検索したページも参照できます。

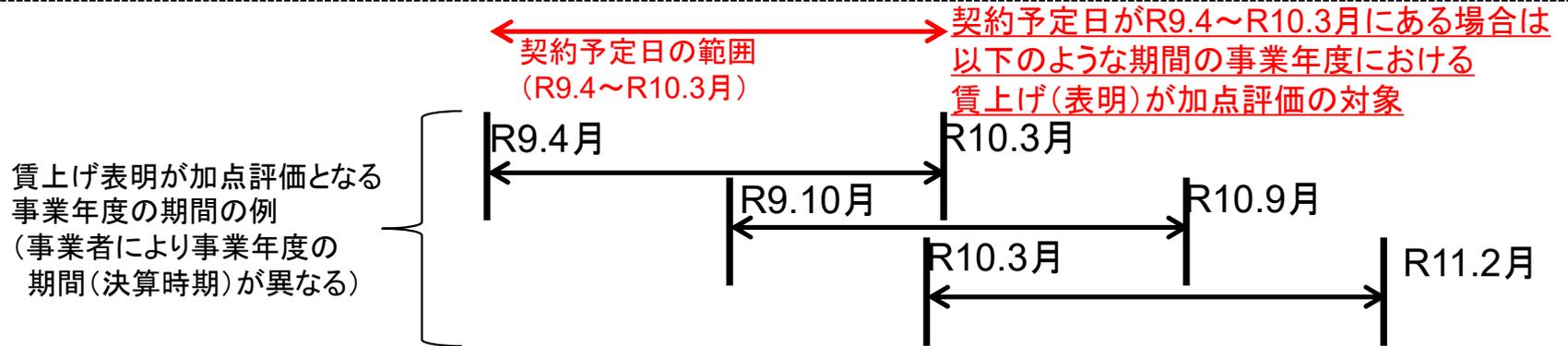
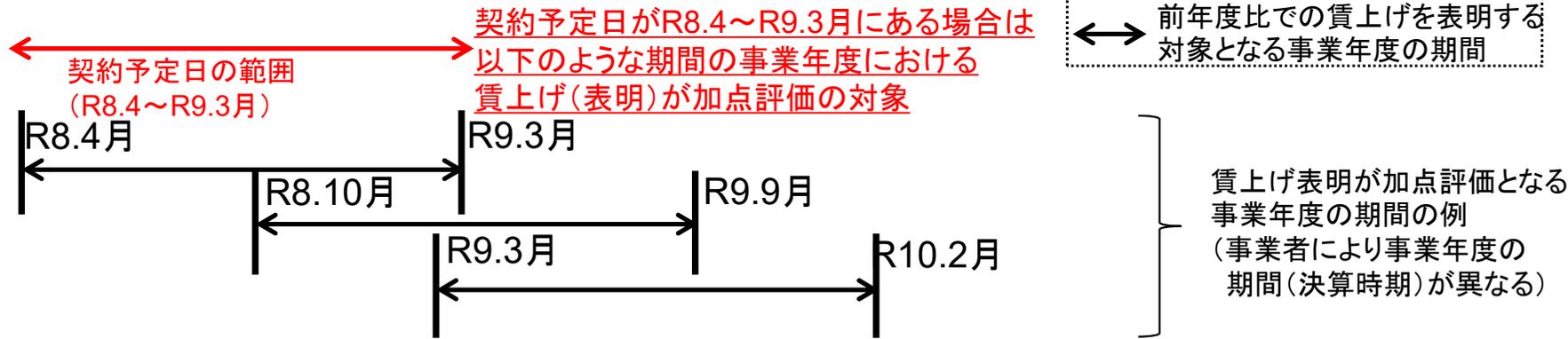
URL:[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

# 賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間について

別添

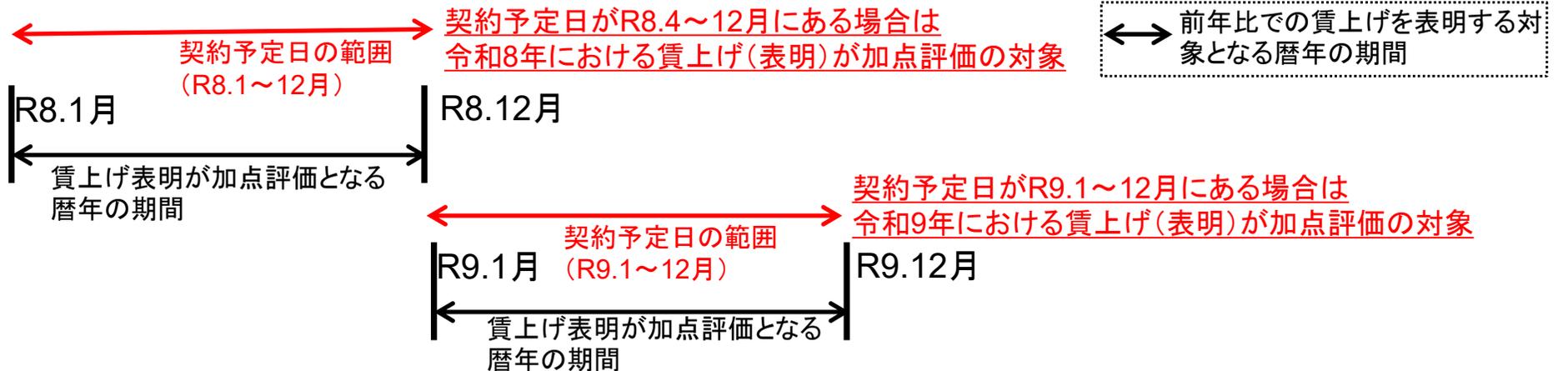
事業年度単位の場合

契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度における前年度比での賃上げを表明した場合が加点対象※



暦年単位の場合

契約を行う予定の年(暦年)における前年比での賃上げを表明した場合が加点対象



**中小企業が賃上げ加点を受ける際には、別記様式28も合わせて添付ください。**  
**※別記様式28(法人税申告書別表1)の添付がないと加点されません**



**別記様式28(法人税申告書別表1)は賃上げ増加率が1.5%である「中小企業」であることを証明するものとなります。**

### ▼入札説明書記載例

評価項目	評価基準	加算点
賃上げの実施を表明した企業等	<p>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1</p> <p>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を<u>1.5%以上</u>増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1</p>	3点

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別記様式26-1又は別記様式27-1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の別記様式28を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

### ▼別記様式28(法人税申告書別表1)

(別記様式28)

The form contains multiple sections for reporting tax data, including sections for '青色申告' (Shiki Shinko) and '白色申告' (Shiroki Shinko). It includes fields for '令和 年 月 日' (Fiscal Year), '納税地' (Taxation Area), '法人名' (Company Name), and '代表者' (Representative). The main body of the form consists of a grid of boxes for reporting various items, with some boxes containing numerical values like '0.00'.

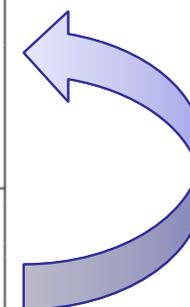
【参考】賃上げ制度そのものについての詳細は、「賃上げ 国土交通省」で検索したページも参照できます。

URL:[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

『新造』の評価を受けるためには、「平成22年7月以降に新造」したことに**加えて、「環境性能の基準」を満足**することが必要です。

※「**環境性能の基準**」を満足することを確認するためには、「**国際大気汚染防止原動機証書**」の写しも**添付**ください。添付がない場合、『新造』ではなく『保有形態』での加点となります。

本工事に使用する作業船	①保有形態	登記簿での保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上	1.0	/1.0
		登記簿での保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満	0.5	
		登記簿での保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満	0.25	
		確認資料無し	0.0	
	②新造 平成22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、 <u>環境性能を満足</u> すること	出資比率50%以上	1.5	/1.5
		出資比率20%以上50%未満	0.75	
		出資比率20%未満	0.25	
		確認資料無し	0.0	
	③環境性能 平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足する場合は( )内の配点を適用する	出資比率50%以上	1.0 (0.5)	/1.0
		出資比率20%以上50%未満	0.5 (0.25)	
		出資比率20%未満	0.25 (0.125)	
		確認資料無し	0.0	
	評価点の組合せは、次の2通りである(②と③の重複評価はしない)。 ・①+②=2.5点      ・①+③=2点			



「環境性能の基準を満足」することが証明されないと、受けられる加点が少なくなります。

**作業船保有評価の申請**にあたっては、**入札説明書等を確認のうえ必要な書類を添付**ください。  
記載内容の誤認、添付書類の不足により加点を受けられないケースがあります

評価項目	評価基準	配点 ( )は技術 提案S型	提出書類
①保有形態	自社保有(※1) 共同保有(※2)(保有比率又は保険支払比率50%以上)	2.0 (1.0)	<b>【自社保有】</b> ・保有状況を証明する資料「 <b>登記簿</b> 」 ・子会社が保有又は子会社と共有している場合、親会社の子会社の株式を保有していることを確認できる資料「 <b>株主名簿記載事項証明書</b> 」 <b>【共同保有】</b> ・保有比率を証明する資料「 <b>登記簿</b> 」 ・保険支払比率が確認できる資料「 <b>海上保険証券</b> 」 ・上記以外の確認できる資料や補足資料の追加も可能です
	共同保有(※2)(保有比率又は保険支払比率20%以上50%未満)	1.0 (0.5)	
	共同保有(※2)(保有比率又は保険支払比率20%未満)	0.5 (0.25)	
②新造 (平成22年7月以降に建造かつ環境性能を有す)	自社保有(※1) 共同保有(※2)(申請者の出資比率50%以上)	3.0 (1.5)	・作業船を自ら新造したことを証明する資料 ・建造年月日が確認できる資料 ・全ての原動機の「 <b>国際大気汚染防止原動機証書</b> 」の写し ・作業船の新造への出資比率や建造後の期間を確認する資料「 <b>売買契約書の写し</b> 」等 ・上記以外の確認できる資料や補足資料の追加も可能です
	共同保有(※2)(申請者の出資比率20%以上50%未満)	1.5 (0.75)	
	共同保有(※2)(申請者の出資比率20%未満)	0.5 (0.25)	
③環境性能	自社保有(※1) 共同保有(※2)(申請者の出資比率50%以上)	2.0 (1.0) ※3	・全ての原動機の「 <b>国際大気汚染防止原動機証書</b> 」の写し ・作業船の建造時に設置された原動機を撤去し代替として設置された原動機及び中古船の買収の出資比率や製造後の期間を確認する資料「 <b>売買契約書の写し</b> 」等 ・上記以外の確認できる資料や補足資料の追加も可能です
	共同保有(※2)(申請者の出資比率20%以上50%未満)	1.0 (0.5) ※3	
	共同保有(※2)(申請者の出資比率20%未満)	0.5 (0.25) ※3	

※1 自社保有:「100%自社保有」、「親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶」、「親会社と共有で100%保有している船舶」「申請者が最終的に保有する保有する前提で、申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ、自社保有船舶と同等の維持・仕様を行う(ファイナンスリース)船舶」

※2 共同保有:新造・改良・機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶。ただし、②新造、③環境性能の評価は船舶財産を共同保有することを前提。

※3 平成22年改正前の「窒素参加物の放出量に係る放出基準」を満足する場合は、右記配点の50%

## 「新技術の活用」は工夫の数と同数を評価します (2工夫の場合は2技術、4工夫の場合は4技術)

- 必ずしも各工夫に1つの新技術でなくともかまいません。
  - ・例えば、「工夫(1)は新技術ゼロ、工夫(2)は新技術2技術」の場合でも、2技術として加点します。
- また、記載する新技術については別添資料の11)8.に記載の事項に留意いただくとともに、様式の「技術提案の内容・効果・実施方法」にも活用されていることがわかるよう記載ください。

### ▼入札説明書別添資料(例:WTO案件)

- 1 1) 技術提案書(詳細)の記述にあたっては次項に留意すること。
  1. 文字サイズや文字色、図表・写真・イメージ図(以下、「図表等」という)については規定しない
  2. 様式内の枠線は自由に移動して構わない
  3. 指定テーマ1つにつき、図表等を含め1ページ以内で記述するものとし、1ページを超えた提案は評価しない。
  4. 提案の補足として提出された別資料(様式以外のもの)については評価対象外とする。
  5. 「工夫(1)、工夫(2)、工夫(3)、工夫(4)」の欄には、技術提案の内容と整合がとれるタイトルをそれぞれ1行にて記述すること。
  6. 「本工事の課題」欄には、提案にあたって着目した課題、理由を記述すること。
  7. 「技術提案の内容・効果・実施方法」欄には「9)加算点付与の考え方」を踏まえて具体的に記述すること。
  8. 「新技術の活用」欄には、提案において次に示す技術の活用がある場合、登録技術名と番号を記載するものとする。
    - ① NETIS登録技術のもの。
    - ② 港湾関連民間技術の確認審査・評価事業により評価された技術で評価証を有するもの。
 なお、製品概要(性能、機能、効果)をインターネットで検索可能な場合は、アドレスを明示し、確認できない場合はカタログや説明書を添付(提出)すること。  
 (注) 評価対象は競争参加資格確認申請書の提出期限日時点でNETISに掲載または有効である技術を対象とし、①の登録技術名・番号の記載がない場合や、②の有効期限内に競争参加資格確認申請書の提出日が含まれない場合は評価しない。

### ▼別記様式9-1-2(例:WTO案件)

指定テーマア)	
工夫(1)	
工夫(2)	
工夫(3)	
工夫(4)	
本工事の課題	

#### 技術提案の内容・効果・実施方法

- ※1) 技術提案の内容については、技術提案書(概要)に記載されている場合は記載不要。  
 ※2) 効果については、実績などの具体的な裏付けがある場合や、標準案に対する具体的な効果が示されている場合は優位に評価する。  
 ※3) 実施方法については、時期、範囲、手順等が具体的に記載されている場合は優位に評価する。

新技術の活用 ※4) 新技術については、評価対象とする工夫の数を上限として活用数に応じて加点するが、これを超える場合は加点しない。

新技術の活用

※4) 新技術については、評価対象とする工夫の数を上限として活用数に応じて加点するが、これを超える場合は加点しない。